

2018年7月20日

各 位

会 社 名 夢 展 望 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 濱 中 眞 紀 夫
(コード：3185 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 田 上 昌 義
(TEL. 072-761-9293)

親会社との定期建物転貸借契約及び業務委託契約締結のお知らせ

当社は、2018年7月20日開催の取締役会におきまして、親会社であるRIZAPグループ株式会社との間で物流倉庫に関する定期建物転貸借契約（以下「本転貸借契約」といいます）及び倉庫内物流業務を委託する内容の業務委託基本契約（以下「本業務委託契約」）を締結することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本契約締結の理由

当社は、2018年3月1日付「親会社グループの統合物流倉庫への移転（予定）に伴う現在の物流倉庫会社との契約解除および特別損失の発生に関するお知らせ」に記載のとおり、これまで当社を含め親会社グループ各社で個別に構築していたサプライチェーンをグループ全体で統合し、サプライチェーンのあらゆるプロセス（コンテナ・物流センター・トラック等）の積載効率をAI技術を活用して最適化することにより、物流網全体の効率の最大化を目指し、統合物流倉庫へ移転することとしておりましたが、今般、その統合物流倉庫に関する定期建物転貸借契約及び倉庫内物流業務に関する業務委託基本契約を親会社との間で締結することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

2. 本契約の内容

(1) 本転貸借契約

- | | |
|--------|---|
| ①概 要 | 親会社であるRIZAPグループ株式会社が一括して借り上げた物流倉庫用の建物を当社が転借するものであります。 |
| ②相 手 方 | RIZAPグループ株式会社 |
| ③契約の種類 | 定期建物賃貸借契約 |
| ④契約締結日 | 2018年7月20日（予定） |
| ⑤契約期間 | 2018年7月20日から2024年3月31日（更新なし） |
| ⑥転借面積 | 約1,500坪（約4,950平方メートル） |
| ⑦賃 料 | 月額坪単価3,500円（税別） |
| ⑧敷 金 | なし |

(2) 本業務委託契約

- | | |
|------|--|
| ①概 要 | 本転貸借契約により借り受けた建物（倉庫）内における、商品の保管、入出庫などの物流業務を、当社の親会社であるRIZAPグループ株式会社に対して委託するものであります。 |
|------|--|

②相手方	R I Z A Pグループ株式会社
③契約締結日	2018年7月20日(予定)
④契約期間	2018年7月20日から2024年3月31日(更新なし)
⑤報酬	作業ごとに設定された単価に基づき物量・作業量に応じて算出

3. 支配株主との取引に関する事項

当該取引は、当社の親会社であるR I Z A Pグループ株式会社との取引となり、支配株主との取引等に該当します。

①支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は平成29年7月20日に公表したコーポレートガバナンス報告書において、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、「当社は支配株主との間で取引が発生する場合には、取引の合理性(事業上の必要性)と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性について十分に検討するものとし、少数株主の権利を不当に害することのないよう、少数株主の保護に努めてまいります。」と定めております。今般の取引におきましても、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に加えて、取引の合理性(事業上の必要性)と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性については、取締役会において検討を行った結果、物流費の上昇を抑える対策を講じるための必要な契約であり、また、親会社が倉庫業者に一括して広範囲の賃借を受け、物流業者に一括して物流業務を委託することにより、各グループ会社が個別に契約する場合と比較して安価な契約となることを見込まれており、本契約締結については経済合理性もあると判断しております。

②公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本件取引における対価につきましては、旧物流倉庫における対価と比較して大きな差異がないことを確認しており、また、当社の独立役員である社外取締役2名からも下記③のとおり意見を受領しております。

また、当社の役員である濱中眞紀夫氏、加藤正臣氏、岡田章二氏及び八島隆雄氏は、支配株主の職員を兼務しているため、当該意思決定等の取締役会の審議及び決議に参加しないことにより、利益相反を回避いたしております。

③当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

支配株主と利害関係を有しない当社の独立役員である社外取締役2名(石原康成氏、古川純平氏)より、本契約は、物流費の上昇を防ぐために必要な契約であり、従前の倉庫業者や物流業者との契約を維持することや、親会社を介さずに直接他の倉庫業者等と契約を締結する場合と比較して経済合理性が認められ、本契約を締結することが少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を頂戴しております。

4. 業績に与える影響

業績に与える影響につきましては現在精査中であり、今後、公表すべき事実が発生した場合は速やかに公表いたします。

以上